平成２４年（フ）第５０号
愛知県豊田市朝日町２丁目46番地１
債務者　有限会社矢島重機
代表者代表取締役　川熊　　學
１　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　通記
４　破産債権の届出期間　平成24年４月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月18日午後２時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５５９号
奈良県生駒郡三郷町立野南３―12―24―２、住民票上の住所奈良県大和郡山市小泉町2745番地
債務者　出原　豪生
１　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三住　　忍
４　破産債権の届出期間　平成24年４月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月22日午後１時10分
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４０号
群馬県沼田市下沼田町189番地の１
債務者　株式会社林農園
代表者代表取締役　林　万里子
１　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉野　　晶
４　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月30日午後２時30分
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第８８号
広島市中区中町８番18号
債務者　株式会社美宝
代表者代表取締役　堀田博美こと　森井　博美
１　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中根　弘幸
４　破産債権の届出期間　平成24年４月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午後３時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８号
宮崎県都城市高崎町縄瀬3549番地
債務者　株式会社白川鐵工建設
代表者代表取締役　白川　住行
１　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大塚　幸治
４　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月５日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第２２号
滋賀県彦根市高宮町2199番地６
債務者　吉田　之一
１　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中井　陽一
４　破産債権の届出期間　平成24年４月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月21日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第４６号
富山市東富山寿町３丁目21番26号
債務者　山林　義孝
１　決定年月日時　平成24年３月５日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今村　　元
４　破産債権の届出期間　平成24年４月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午前10時15分
６　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４号
岐阜県不破郡垂井町2162番地の36　ファミール石川Ａ201
債務者　山家　正志
１　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　御子柴　慎
４　破産債権の届出期間　平成24年４月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月23日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第２７３号
愛知県東海市富木島町伏見２丁目19番地の13
債務者　筒井　正彦
１　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青葉　憲一
４　破産債権の届出期間　平成24年３月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月30日午後３時10分
６　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６４号
埼玉県草加市旭町１丁目４番21号　渡辺マンション１―307号
債務者　菊地　公一
１　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉村　総一
４　破産債権の届出期間　平成24年４月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月１日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５８号
愛知県知立市宝１丁目14番地１
債務者　柴田　英昭
１　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　倉内　充雄
４　破産債権の届出期間　平成24年４月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２３１号
愛知県日進市北新町八幡西1256番地１
債務者　松山　重治
１　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　雅宜
４　破産債権の届出期間　平成24年４月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月６日午後２時10分
６　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１８号
福岡県遠賀郡水巻町頃末南１丁目19番１号
債務者　大山政子こと　吉　　政子
１　決定年月日時　平成24年３月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡辺　晶子
４　破産債権の届出期間　平成24年４月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月５日午前10時
６　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３３号
北海道苫小牧市緑町２丁目２番８号
債務者　前島　　彬
１　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡　　聖子
４　破産債権の届出期間　平成24年４月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月29日午前10時
６　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部